

○学校法人久留米大学利益相反マネジメントポリシー

〔平成21年4月24日〕
〔理事会決定〕

1. 目的

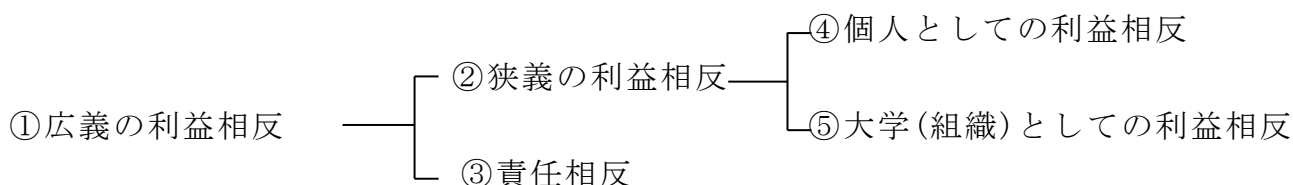
知的財産基本法の施行により、我が国では「知的財産立国」の実現に向けた様々な取り組みが行われ、大学には研究の成果を知的財産として活用する、知的創造リサイクルへの取り組みが求められている。

産学官連携では、大学と企業等の立場の違いから、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれと衝突する「利益相反」の事態が発生することは避けられず、大学の社会的信頼を確保するためには、大学は主体的・自立的に利益相反マネジメント体制を構築し、機関としての実施責任を果たさなければならない。

久留米大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備することを目的とする。

2. 利益相反の定義

本ポリシーでは、利益相反を次のとおり定義し、本ポリシーでのマネジメントの対象は原則として広義の利益相反とする。



①広義の利益相反

狭義の利益相反と責任相反の両者を含む

②狭義の利益相反

個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反の両者を含む

③責任相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等の職務遂行責任が両立しえない状態

④個人としての利益相反

職員個人が得る利益と職員個人の大学における責任とが相反している状態

⑤大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は利益相反のマネジメントに積極的に取り組むことで、本学の使命である教育及び研究に対する責務が果たされることを担保し、本学の社会的信頼を

確保しながら、健全な社会貢献の推進に努める。

- (2) 本学は、産学官連携活動のパートナーである産業界等に対して、利益相反マネジメントへの理解と協力を求め、お互いに社会的信頼を損ねないように適切に対応する。
- (3) 利益相反に対する社会への説明責任に対して、大学と教職員が協力して適切に取り組むことにより、教職員が産学官連携の活動を安心して行える環境を整備する。
- (4) 本学では、学長の責任の下、教職員の産学官連携活動に適切に関与することで、利益相反が深刻な事態になることを未然に防止し、組織としてのリスク管理を行う。
- (5) 本学が推進する産学官連携活動においては、利益相反が日常的に生ずる状況であることを十分に認識し、その対応策を講じる。

4. 利益相反マネジメントのための体制整備

本学は、本ポリシーの目的を達成するため、利益相反マネジメント規程を制定し、組織体制の整備に努める。

5. その他

本ポリシーの管理等は、産学官連携戦略本部において行う。